

監査報告書

令和5年5月22日

学校法人 函館大谷学園

理事会・評議員会 御中

学校法人 函館大谷学園

監事 佐々木 公和

監事 経森 尚

私たちは、学校法人函館大谷学園監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人函館大谷学園寄附行為第18条の規定に従い、学校法人函館大谷学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表）を含め、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

1. 監査方法の概要

監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、理事等から業務執行の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と認めた監査手続きを実施しました。

また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類等に検討を加えました。

2. 監査の結果

財産目録及び計算書類は会計帳簿と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上